

大崎上島町超高速情報通信網整備事業企画提案仕様書

令和3年5月

大崎上島町

1. 基本的事項

1.1 事業概要

本町では、平成15年から町が設備整備し、民間事業者によってサービスを提供する公設民営方式にて光ブロードバンドサービスの提供を行ってきた。

そうした中、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレワークやギガスクール構想によるオンライン教育等新しい生活様式への移行、さらに新しい時代の流れとして、SDGs^{※1}による持続可能な社会の実現、AI（人工知能）・IoT^{※2}等の新技術を活用したスマートシティ^{※3}やSociety 5.0^{※4}の実現に向けた取組を社会全体で進めることが求められており、その基盤となる超高速情報通信ネットワークの重要性が高まっている。

しかし、大崎上島町内では光ファイバケーブルを利用した光ブロードバンドサービスの老朽化があり、超高速情報通信基盤の格差是正を図る必要があるため、通信設備等の老朽化に対処するため施設の代替を図る必要がある。

そのため、都市部同等の光ファイバケーブル網を町内全域で利用できるように、新たな通信環境を整備する超高速情報通信網整備事業を実施する。整備にあたり、令和元年度に創設された国の「高度無線環境整備推進事業」を活用し本町の費用負担の軽減を図ることとする。

※1 SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称

※2 IoT : Internet of Things（モノのインターネット）略称

※3 スマートシティ : 都市や地域の抱える様々な課題に対して、AIやIoTなどの新技術を活用してマネジメント（計画整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化図られた持続可能な都市・地区

※4 Society 5.0 : デジタル革新と多様な人々の創造・想像力融合によって、社会課題を解決し価値を創造する社会

1.2 整備事業の実施方針

(1) 整備の概要

町内全域にF T T H方式による超高速情報通信網の光ファイバケーブル整備を行う。また、光ファイバケーブルを利用した地上デジタル放送及びB Sデジタル放送を送信する施設の整備を行う。

(2) 民設民営方式

超高速情報通信網の整備及び運営を民間事業者が行う民設民営方式とする。本町では、光ファイバケーブル等の整備に係る事業費の一部を補助する。また、運営費及び災害対策費を含む維持管理費並びに機器更新など、整備後にかかる費用は事業者が負うものとし、町の後年度負担は一切発生しない。

(3) 既存サービスからの移行費用

町内の本事業で整備した新サービスへのスムーズな移行を促すため、光回線の初期費用については利用者負担としないこと。なお、光回線へ移行した既存設備の引込線の宅内装置の撤去も併せて行うこと。また撤去した物品については、産業廃棄物の処理を適正に実施すること。

(4) 町保有の設備の利用

現在、町が保有する設備について利用を希望する場合は、事業費抑制のため、本事業での希望があれば認めることとする。ただし、利用における条件に関して提案を行うこと。

(5) 整備事業者の選定

整備事業者の選定は、超高速情報通信網整備後のサービス内容が、住民や企業及び本町にとって最もメリットがある整備運営事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式とする。

1.3 町の概況

(1) 人口、世帯数（令和3年3月末）

男：3,508人 女：3,636人 計：7,144人
世帯数：4,108

地区名	人口	世帯数
大崎	3,471	1,842
東野	2,075	1,316
木江	1,598	950
合計	7,144	4,108

(2) 現在の光ブロードバンドサービス提供状況

本町の光ブロードバンドサービスの提供状況は以下の通りである。

- ・ユーザー数：1,336世帯
- ・サービス提供エリア：町内全域
- ・提供サービス

通常プラン	ベストエフォード型 100Mbps
ライトプラン	ベストエフォード型 5Mbps
福祉メニュープラン	ベストエフォード型 10Mbps ※65歳以上の世帯限定プラン

1.4 光ファイバケーブル網整備地域

光ファイバケーブル網の整備は、町内全域の地域・地区を対象とする。ただし、技術的な事由で整備が困難な地域・地区がある場合は、提案書に明記すること。

1.5 サービス提供開始時期

超高速情報通信網を整備後の光ブロードバンドサービス提供地域及び開始年度については、令和4年4月まで光ブロードバンドサービスの提供を行い、令和4年度中に全域で光ブロードバンドサービスの提供開始を行うこと。

なお、本事業については、国の「高度無線環境整備推進事業」の活用を前提に、地域・地区毎の整備スケジュールを計画して提案すること。

1.6 疑義

選定事業者は、本仕様書及び本業務の遂行に関して疑義が生じた場合は、速やかに協議の上、本町の指示に従うこと。

1.7 打合せ協議

選定事業者は、本町と打合せを行い、進捗状況を随時報告すること。

2. サービス提供内容

次の要件を満たした光ブロードバンドサービスを提供すること。

2.1 サービス仕様

(1) サービス対象地域

サービスの対象地域は、大崎上島町内全域であること。また、整備事業終了後の新たな申込についても、サービスを提供すること。(整備が困難な場所は除く)

(2) 通信速度

F T T Hベストエフォート型1 G b p s以上のサービスを提供できること。また、通信速度は提供メニューにより利用者が選択できること。

(3) 定額制及び従量制

定額制及び従量制の光ブロードバンドサービスを提供できること。

(4) サービスグレード

町内に地域格差が発生しない通信サービスであること。

(5) インターネット

- ・現在のプロバイダを引き続き利用可能であること。また、プロバイダについては利用者が自由に選択できること。
- ・インターネット利用者の利用環境を保護するためのウイルス対策等の情報セキュリティが標準装備されていること。

(6) 映像放送サービス

地上デジタル及びBSデジタルのRF信号による映像放送サービスを提供すること。また、BSデジタル放送については、4k/8k放送にも対応すること。

(7) IP電話サービス

- ・現在利用中の電話番号がそのまま使用できるIP電話であること。
- ・IP電話の付加サービスについても、現在利用中の付加サービスを概ね利用可能であること。
- ・これまでの固定電話と同様な品質を確保し、固定電話と同等のIP電話サービスの付加サービスを利用することが可能であること。

(8) 企業向けサービス

- ・複数回線を持つ企業に対して複数チャンネルの利用が可能な企業向けIP電話サービスが提供できること。
- ・光ファイバを利用した企業向けIP-VPNサービスを提供できること。なお、日本国内の各拠点と接続が可能なこと。

(9) ホームゲートウェイ

- ・利用者の利便性向上からホームゲートウェイ(HGW)は回線終端装置(ONU)と一体型で、スマートフォン等との接続のためWi-Fi対応が可能であること。

(10) ネットワークの信頼性及び安全性

- ・電話番号詐称によるなりすましや不正アクセス等に対し、ネットワーク側で情報セキュリティ対策を有していること。
- ・ネットワーク外部からのコンピュータ・ウイルスの侵入防止と感染時の駆除、スパイウェアやフィッシング詐欺等に対応したセキュリティ機能を有していること。
- ・装置故障や災害発生、トラフィックの集中によるサービスの中断が極力発生しないように、通信回線の経路分散や通信装置の二重化などの信頼性を考慮した設

計がなされていること。

- ・安定した音声通話や映像通信等のアプリケーションサービスを利用するために品質確保（QoS）機能を有すること。

（11） その他

- ・今後の技術改革に伴う新サービスへは、通信事業者にて対応すること。

2.2 設備仕様

通信設備を設置する建物施設については、耐震性・防火性・防水性・セキュリティを確保すること。

2.3 運用保守

（1） 受付体制

- ・サービスの申し込みは住民が平日のみならず土日祝日にも申し込みが可能であること。なお、Webにて24時間365日申し込み可能であること。
- ・故障時の電話問い合わせ先を各加入者へサービス提供時に明示すること。また住民が平日のみならず土日祝日にも故障申告を受け付けることが可能であること。なお、ホームページにて故障申告が24時間365日受け付け可能であること。
- ・サービス開始地区において加入希望があった場合、概ね1か月以内にサービス提供が可能であること。

（2） 保守運用

- ・施設に設置している通信機器の監視を行うこと。
- ・災害時の復旧について速やかに対応可能であること。また、大規模災害にも対応できる体制が整っていること。
- ・対象地域近隣に保守拠点があり、サービス利用者宅へ迅速に駆け付けられる体制が整っていること。

2.4 サービスの継続

本事業によってサービスの提供を開始した後、事業者の都合により当該地域でのサービス提供を停止しないこと。（ただし、新サービス移行や技術向上等に伴う設備維持作業等によるサービス一時停止は除く。）

2.5 その他

「2. サービス内容」に記載された項目以外で、通信事業者が標準的に提供しているサービスがあれば提示すること。ただし、町内で利用可能なサービスに限る。

2.6 国の補助事業に関する要件

- (1) 優先交渉権者となった通信事業者は、国の実施する高度無線環境整備推進事業に係る補助金（以下「国庫補助金」という。）交付申請を行うこと。
- (2) 国の実施する高度無線環境整備推進事業の制度を調査研究し、国庫補助金を最大限活用した整備を提案すること。

2.7 大崎上島町補助金

(1) 国庫補助金との関係

国庫補助金や交付決定額等を考慮し、大崎上島町補助金への交付申請、実績報告等を行うこと。なお、通信事業者の責めに帰すことができない事由によるもので、国庫補助金の交付決定額が減額となった場合については、別途協議を行う。

(2) 大崎上島町補助金の支払い

事業年度毎に実績報告を元に支払を行うものとする。